

相活士月刊メールマガジン 9月号 ～ VOL.45～

相活士事務局です。第 45 回目のメールマガジンです。最後までご一読ください。
なお、相活士の皆さまには週に 2 回、ご登録いただいているメールアドレス宛に
遺言相続ドットコムに掲載記事を送付しております（原則火曜日と金曜日）。
そちらもぜひご一読ください。

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

<目次>

1. お寄せいただいた Q&A ～私たちの身近な話題～
2. 遺言相続ドットコム最新更新内容
3. メディア掲載情報
4. 更新を迎える方へ
5. 相活士行動理念

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

1. お寄せいただいた Q&A ～私たちの身近な話題～

お寄せいただくご相談内容の中から、私たちの身近でも起こり得る内容（Q&A）をご紹介します。

①認知症がひどくなったら成年後見人を選任すべき？

“家族が認知症になったら、必ず成年後見人を付けなさいといけない”

そのように認識されている方や、専門家からアドバイスされた、という方がいらっしゃいます。もちろん、成年後見人を付けることで法的に援助、保護されること（例えば、悪徳業者と交わってしまった契約を取り消すことができるなど）になるというメリットはありますが、逆にデメリットや制約も大きく、きちんとその両面を理解して決断しないと、取り返しのつかないことにもなりかねません。

先日も、「認知症の母親がいるんですが、銀行から“成年後見人を必ず付けなければいけませんよ”、と言われたんですが、本当にそうなんですか？」とのご相談がありました。結論から申し上げますと、必ずしも成年後見人を付ける必要はありません。むしろ、成年後見人の選任をオススメしないことがほとんどです。

最も大きなデメリットとして、成年後見人によって財産が厳重に管理されますので、いくら家族でも自由に使ったり、処分することができなくなってしまいます。相続対策も一切できなくなるとお考えください。

さらに、成年後見人は家庭裁判所の判断によって選任されますが、家族が選任される可能性は低く、弁護士や司法書士といった法律の専門家が選任されることが多いのが現状です。一

度、成年後見人が付くと、原則、成年被後見人（認知症になった方）が亡くなるまで外すことができません。どれだけ被後見人や親族が嫌がってもです。しかも、成年後見人に対しては毎月数万円の報酬を支払う必要があり、亡くなるまでとなると相当な金額になる可能性もあります。

各家庭において、置かれている状況や抱える問題は様々でしょうから、成年後見人を選任するか否かについては、専門家にご相談されることをオススメします。

②有価証券（株式、債券）や投資信託はどうしておくのがよい？

資産運用として、株や債券といった有価証券、投資信託を保有されている方もたくさんいらっしゃいます。終活の一環として、自分自身の財産を整理したり、生前贈与をする中で、預貯金口座を解約される（減らす）方や、運用している金融商品を解約（現金化）したりする方もいます。

預貯金はそれほど悩むことはありませんが、例えば、●●自動車や■●電力といった株式を保有されている方、★★ファンドといった投資信託を保有されている方は、それをそのまま保有し続け、相続が発生したら相続人に渡そうと思うのか、あるいは生前に解約して現金化しておくのか、ということで悩まれる方もいらっしゃいます。

株価や評価額は日々上下しますが、立派な金融資産であり、数百万、数千万に及ぶこともあります。相続してもらおう側としてはありがたいことですが、まったく株や投資信託にまったく興味がない、あるいはよく分からないし、下落するのが嫌だからということで、相続後すぐに解約、現金化される方も多くいらっしゃいます。

一つ、頭に入れておいていただきたいことが、株や投資信託の相続にあたっては、相続人が継続しようが解約しようが、いったんは相続する相続人本人がその証券会社で口座を作って移管する必要がある、つまり被相続人の名義から相続人の名義に変更する手続き（手間）が発生します。

相続の手続きは数多く存在しますが、金融資産の払い戻しや解約もかなりの手間がかかります。そういった手間を取り除いてあげるために、“生前にもう解約しておこう、現金にして贈与しよう”と決心される方もいらっしゃいます。

続けるか、やめるか、どちらが正解かということはありませんが、このような手間が発生することも頭に入れ、相続人にどのような形で財産を残してあげるのがいいか、ということ一度考えてみるのもいいかもしれません。株価が大きく下がっていて、やむなく持ち続けなければならない…という方もいらっしゃるでしょうが。

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

2. 遺言相続ドットコム最新更新内容

第 28 回 今年の生前贈与について検討されましたか？

生前贈与がダメになる？

最近、主にビジネス誌などのメディアで、“生前贈与がダメになる”といった話題を見聞きするようになりました。今、それだけ注目が集まっているホットな話題で、今年の年末から来年にかけて大きな動きがあるのではないかと考えています。

暦年贈与を問題視？

2020年12月の政府税制調査会で、“（一部抜粋）相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど本格的な検討を進める”との議題があがりました。

分かりやすく言うと「毎年110万円の非課税枠を使って贈与を繰り返して、相続税の負担から逃れているとはけしからん！」というものです。

決して悪いことをしているわけではありませんが、新型コロナウイルスのせいで膨れ上がった国の借金を減らすために、“格差の是正”という大義名分のもと、お金持ちを増税します！と国が本腰を入れて動き始めたわけです。

なお、この政府税制調査会において議論が始まると、おおよそ数年以内に何らかの改正（規制強化）が実施されていることが通例です。

どうなる生前贈与

果たしてどうなっていくのでしょうか…

贈与税の非課税枠（110万円まで）が無くなる？縮小される？

暦年贈与と相続時精算課税制度が一本化される？（＝贈与税と相続税を一体化）

“3年以内贈与加算”の3年縛りが5年、10年になってしまう？

などなどいろいろと想像が膨らみます。

現時点では、まだ何も具体的になってはいませんが、

何らかの制度改正（フタをされてしまう）があることはほぼ間違いないでしょう。

贈与の対象は、その年の1月1日から12月31日までになされた贈与です。

2021年ももう9月中旬。今年残された期間はあと3ヵ月半です。

少なくとも今年はこれまでどおりの制度どおりですので、やるべき（やりたい）生前贈与はきちんとやっておきたいものです。

生前贈与は、年間110万円までなら贈与税はかかりません。

まだ不確定ですが、もしかしたら来年から何らかのフタがされてしまう（ダメになるかも）可能性もゼロではありませんので、今年の生前贈与はとても重要だと考えています。

今後の動向を見届けながらも、有意義な生前贈与をご検討いただければと思います。

例えば、次のようなことがあげられます。

①贈与する相手を増やす

子や孫に贈与することが多いでしょう。ただ、子や孫の数には限りがあります。贈与は誰に対しても行うことができます（団体への寄付も含む）。例えば、息子の嫁、娘の婿、甥姪など、“仲が良ければ”贈与する相手として検討してみるのもよいかもしれせん。

贈与先を増やして、年間のうちにできるだけ多くの財産を移転しておくのです。ただし、ある程度平等にしないと、無用な争いや遺恨を残すことになりかねませんので注意も必要です。

②贈与する金額を増やす

110万円までなら贈与税がかかりませんので、コツコツと贈与することはオススメです。一方、相続税の基礎控除（3,000万円+600万円×法定相続人数）を大きく超える財産をお持ちの方であれば、贈与税を納めてでも財産を減らしておいた方が、

相続税も含めたトータルの税金負担が結果的に少なくて済むことに繋がります。

例えば、500万円を贈与した場合、贈与を受けた方（受贈者といいます）が納めるべき贈与税は48.5万円です。税金負担としては、48.5万円/500万円=9.7%ですので、低い税金負担で財産を移転（=贈与）することができます。

※税金の世界では、20%以下の税金負担は軽い。

なお、贈与税48.5万円を納税することにより、相続財産は500万円減ることになり、例えば、1億円の財産をお持ちで、相続人たる配偶者はすでに他界（あるいは離婚）、相続人は子ども一人だけという状況であれば、500万円もの財産を減らす（贈与）することによって、相続税が150万円軽くなるので、贈与税48.5万円を納税したほうがお得ということになります。

生前贈与の方法や発生する税金のことなど、分からないこと、迷っていることがあれば、ぜひ専門家にご相談されることもオススメです。

（実際、ご相談件数も非常に増えています。）

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

3. メディア掲載情報

10/12（火）読売新聞 朝刊

『備える終活～生前贈与～』として、生前贈与を検討する際のポイントや事例が掲載される予定です

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

4. 更新を迎える方へ

相活士取得から1年が経過する前に、皆さまの勤務先に更新書類をお送りいたします。

一昨年 11 月更新以降の方より更新費用のお支払い方法をコンビニ払い払込票に統一することになりました。

払込票の更新費用は 2 年更新分（1 年更新料 3,000 円×2 年の 6,000 円税別）です。有効期限が近づきましたら、払込票とオリジナル名刺サンプルをお送りいたします。名刺の記載に間違いがなく、更新ご希望の方は払込票にて更新費用をお支払いください。入金確認後、新しい相活士認定証と相活士名刺 100 枚を送付いたします。既に、自動振替サービス確認書を提出済みの方も次回の更新より、口座引落ではなくコンビニ払いの払込票となります。

ご不明な点やお問い合わせ等は協会までご連絡ください。

更新を忘れてしまわぬよう、協会からの郵送物はチェックをお願いいたします。

また、勤務先の変更等も漏れなく協会宛ご連絡をお願いいたします。

※更新書類が届かなくなりますので、必ず異動があった場合は事務局(03-5210-1238 もしくは info@sokatsu.jp)にご一報いただければと存じます。

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

5. 相活士行動理念

相活士として、争続・争族（あらそうぞく）を避けるため、効果的な終活を推奨することを使命とします。

具体的には・・・

- ① 遺言を書くことを推奨します。
- ② 死亡保険金受取人を熟考することを推奨します。
- ③ 遺言執行人を指定することを推奨します。中でも外部の法人にすることを推奨します。

お問い合わせは・・・

一般社団法人相続終活専門協会

電話 03-5210-1238 ファックス 03-5210-1233

メール info@sokatsu.jp

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆